

『創業(第二創業含む)を行うための支援策が知りたい』

創業・第二創業促進補助金

創業(第二創業含む)を行う者に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、新たな需要を創造するビジネス等を支援します。

対象となる方

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業(※1)含む)を行う者で、産業競争力強化法に基づく認定市区町村(※2)又は認定連携創業支援事業者(※3)から特定創業支援事業(※4)を受ける者。

○平成28年度予算事業では、産業競争力強化法における認定市区町村で創業する者を支援対象とします。

○上記に加え、創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者による認定特定創業支援事業を受ける者が対象となります。

※1事業承継に伴い後継者が既存事業を廃止し、業態転換や新事業・新分野に進出する場合を指します。

※2産業競争力強化法では、市区町村を中心とした創業支援事業の取組みが促進されるよう市区町村において創業支援事業に関する計画を作成し、この計画を国が認定、支援するという仕組みになっています。計画の認定を受けた認定市区町村では、当該地域で創業を希望する方の支援を行っています。

(認定市区町村及び支援内容の紹介:ミラサポ)

<https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>

※3認定市区町村において、認定を受けた計画に沿って、当該市区町村と連携して創業支援を行う事業者を連携認定連携創業支援事業者と言います。

※4認定を受けた計画に盛り込まれる創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与する事業を言います。具体的には、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業希望者に対して継続的に行われる事業を言います。

支援内容

＜創業＞店舗借入費や設備費等の創業に要する費用を支援します。

(補助上限額:200万円 補助率:2/3以内)

＜第二創業＞創業に加え、既存事業を廃止する場合は、廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含め支援します。

(補助上限額:1,000万円 補助率2/3以内)

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

創業・第二創業促進補助金事務局 電話:03-5148-6551